

## 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について

### 1. 対象工事

- ・主たる工種が屋外作業で「土地改良事業等請負工事積算基準（土木工事）」及び「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）」を適用する工事を対象とする。
- ただし、工場製作工を含む工事は工場製作のみの期間を工期から除くものとする。

### 2. 用語の定義

#### (1) 真夏日

- ・日最高気温が30℃以上又は暑さ指数（WBGT）※が25℃以上の日をいう。
- ※暑さ指数（WBGT）：湿度、日射・輻射などの周辺の熱環境、気温を取り入れた指標。

#### (2) 工期

- ・工事の始期から終期までの期間で、準備、後片付け期間を含めた期間の合計をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

#### (3) 真夏日率

- ・以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

### 3. 積算方法等（令和元年7月1日以降に起工する工事）

#### (1) 補正方法

- ・現場管理費の補正は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※補正係数 1. 2

- ・補正値及び真夏日率は、小数点以下第3位を四捨五入して、2位止めとする。

### 4. 気温の計測方法等

#### (1) 計測方法

- ・工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。
- ・施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している計測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- ・なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

## 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険が小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

【環境省熱中症予防情報サイトより】

・ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

### (2) 計測結果の報告

・施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

### 5. 適用時期

・本試行は、令和元年7月1日以降に起工する工事から適用する。

なお、2019(平成31)年4月1日以降起工分の工事においても、受注者からの申し入れがあった場合には、発注者と受注者による協議の上で適用することも可能とする。

### 6. 既契約工事における変更

#### (1) 気温の計測期間

・令和元年7月1日以降に受発注者間協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。

なお、計測方法等については「4. 気温の計測方法等」に準じること。

#### (2) 積算方法

・既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

・その他の積算方法は、「3. 積算方法等」によるものとする。

また、補正值及び真夏日率は、小数点以下第3位を四捨五入して、2位止めとする。

7. 参考資料表紙及び特記仕様書等への記載について

- ・熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象として、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨等を、参考資料表紙及び特記仕様書に記載する。

(別紙2参照)

8. その他

- ・上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。